

「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発訴訟

・ 福島原発事故について国の責任を再び断罪する判決下る ・

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団 幹事長 南雲芳夫

1 生業訴訟の結審から判決へ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（通称「生業訴訟」）は、原発事故による法的責任の追及と被害救済を求めて、国と東京電力を被告として福島地方裁判所に提起された集団訴訟である。原告の請求内容は、①事故時の各原告の居住地における空間放射線量率の原状回復（原状回復請求）、及び②それが実現するまで月額5万円の慰謝料の一律請求（避難者も滞り者も同一）、並びに③主に浜通りの住民を対象として「ふるさと喪失慰謝料」一律2000万円の請求である。原告数は、第1陣訴訟で3824人にのぼり、全国各地で提起されている原発事故による損害賠償を請求する訴訟のなかでも、最大の原告数を擁する訴訟となっている。

2 判決の言い渡し

2017年10月10日、約4年半の審理を経て、生業訴訟（第1陣訴訟）は、第一審の判決を迎えた。金澤秀樹裁判長が言い渡した判決は、国と東京電力の法的責任を明確に認め、茨城県の一部地域に住んでいた原告にも賠償を認めるなど中間指針等に基づく賠償対象地域よりも広い地域を賠償の対象とし、「自主的避難等対象区域」等の原告について賠償金の上積みを認める内容で、第1陣訴訟原告3824名のうち、2907名の請求が認められた（認容額合計は4億9795万円＋遅延損害金）。

3 判決が国と東京電力の責任論を明確に断罪

① 最大の争点である「津波の予見可能性」を認める

国と東京電力は、福島原発事故は「想定をはるかに超える津波によってもたらされた天災である」として、自分たちの責任を一貫して強く否定してきた。こ

れに対して、原告側は、千葉訴訟弁護団と協力して、著名な地震学者である都司嘉宣氏（福島地裁）、島崎邦彦氏（千葉地裁）に証言を求め、また国が申請した佐竹健治氏（千葉地裁）からも有利な証言を引き出した。こうした厚い立証を踏まえ、生業判決は、政府の地震調査研究推進本部が公表した2002年「長期評価」という地震想定について、「規制権限が付与された趣旨、目的や規制権限の性質等に照らし、規制権限の行使を義務づける程度に客観的かつ合理的な根拠を有する科学的知見」であるとし、これに基づき敷地高さを超える津波の襲来を予見することが可能であったと結論づけた。

② 津波対策を講じることが義務的なものであると認定

判決は、津波の襲来することが予見可能であった以上、「想定される津波に対して必要な防護措置を講じておくことは、原発稼働の条件（技術基準）に当たり対策が義務づけられる」という当然の道理を明快に判示した。この点は、直前の9月22日に言渡された千葉判決が、「津波の予見可能性を基礎づける知見の確度や精度が高くない場合には、規制行政庁や原子力事業者が投資できる資金や人材等は有限であるから津波対策を講じることが必ずしも義務的なものにはならない。」とした誤りを正すものであった。

③ 津波対策を講じておけば過酷事故が回避可能であったと認定

判決は、続いて、国・東京電力が「唯一の津波対策」であると主張していた防潮堤の建設のように膨大な予算と長期の工事期間が見込まれる対策だけではなく、事故前から知られており実施も容易な対策であった「タービン建屋等の水密化の対策（防水対策）」を講じてさえいれば事故は回避できたと明快に認めて、国と東京電力の責任を断罪した。

4 損害論についての到達と残された課題

判決は、自主的避難等対象区域の住民に一律に16万円（中間指針が認めている慰謝料8万円に加え）、また中間指針によって賠償対象とされてこなかった白河市などの福島県・県南地域の住民に一律10万円の慰謝料を認めた。賠償対象地域を拡大したこと、中間指針の定める賠償水準に対して個別立証を求めることなく住民に一律の上積みや賠償支払いを認めた点において一歩前進と評価できる（対象地域の人口は約150万人に及ぶ）。

他方で、ふるさと喪失慰謝料（強制避難区域内の原告についてのふるさとを失ったことに対する慰謝料）

を認めなかったこと、会津や福島県外（茨城県の一部を除く）など賠償対象とならなかった地域もあること、賠償上積みの水準がわずかに留まることなど、私たちが現地検証や原告本人尋問等で明らかにしてきた原告らの被害実態を正しく反映した判決水準とはなっていない点においては大きな課題が残るものとなった。

5 原状回復請求について

原告らが心から求めていた、原状回復請求（居住地の放射線量を事故前の状態に戻すようにとの請求）については、裁判所は「本件事故前の状態に戻してほしいとの原告らの切実な思いに基づく請求であって、心情的には理解できる」とはしつつも、判決に基づく強制執行を行う方法が特定されないなどとして、民事訴訟としては実現困難として却下した。

6 生業判決と今後の課題

生業訴訟の判決は、国と東京電力の法的責任を厳しく断罪するという到達点を築くものであったが、他方で、損害認定や原状回復請求については課題も残るものであった。

原告及び国・東京電力が控訴したことにより、闘いの場は仙台高裁に移った。2018年3月に集中して判決を迎える京都訴訟、東京訴訟、福島地裁いわき支部の裁判とも協力を強め、残された課題を乗り越えていきたい。

(2017.11.22記)

